

平成 1 9 年 4 月 2 7 日 航空自衛隊達第 1 7 号

航空幕僚長 空将 田母神 俊雄

改正 平成 2 0 年航空自衛隊達第 1 4 号
平成 2 0 年航空自衛隊達第 2 8 号
平成 2 0 年航空自衛隊達第 3 6 号
平成 2 1 年航空自衛隊達第 2 2 号
平成 2 1 年航空自衛隊達第 3 6 号
平成 2 2 年航空自衛隊達第 1 8 号
平成 2 3 年航空自衛隊達第 1 9 号
平成 2 3 年航空自衛隊達第 3 2 号
平成 2 4 年航空自衛隊達第 4 3 号
平成 2 5 年航空自衛隊達第 2 7 号
平成 2 6 年航空自衛隊達第 2 6 号
平成 2 6 年航空自衛隊達第 4 3 号
平成 2 6 年航空自衛隊達第 7 3 号
平成 2 6 年航空自衛隊達第 8 1 号
平成 2 7 年航空自衛隊達第 4 3 号
平成 2 8 年航空自衛隊達第 9 号
平成 2 8 年航空自衛隊達第 4 3 号
平成 2 9 年航空自衛隊達第 1 7 号
平成 2 9 年航空自衛隊達第 2 7 号

令和 元年航空自衛隊達第14号

令和 元年航空自衛隊達第15号

令和 2年航空自衛隊達第12号

令和 2年航空自衛隊達第49号

令和 4年航空自衛隊達第3号

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第53条の規定に基づき、及び同訓令を実施するため特別防衛秘密の保護に関する達を次のように定める。

平成19年4月27日

航空幕僚長 空将 田母神 俊雄

特別防衛秘密の保護に関する達（登録報告）

（登録外報告）

特別防衛秘密の保護に関する達（昭和43年航空自衛隊達第34号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 特別防衛秘密の保護（第7条－第19条）

第3章 秘密区分の指定、変更、解除、標記等（第20条－第22条）

第4章 登録（第23条－第25条）

第 5 章 複製等（第 26 条 - 第 30 条）

第 6 章 伝達、送達及び合議等（第 31 条 - 第 37 条の 2）

第 7 章 接受、保管及び貸出し（第 38 条 - 第 44 条）

第 8 章 回収及び破棄（第 45 条 - 第 47 条）

第 9 章 検査（第 48 条・第 50 条）

第 10 章 雑則（第 51 条 - 第 57 条）

附 則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、特別防衛秘密の保護に関する訓令（以下「訓令」という。）の規定に基づき、及び同訓令を実施するため、航空自衛隊における特別防衛秘密の保護について必要な事項を定めるものとする。

第 1 条の 2 特別防衛秘密の保護の方法については、訓令第 15 条第 2 項に定めるもののほか、この達に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 文字又はこれに代わるべき符合をもって一定の事項を表示した物体（録音テープ、レコード盤及び電子計算機等で使用する記憶媒体並びに装備品等に関わる技術指令書及びプログラムを含む。）をいう。
- (2) 図画 形象を表示した物体（写真及び映画のフィルムを含む。）をいう。
- (3) 物件 文書又は図画以外の全ての有体物（暗号書等（暗号書、規約表、規約が記憶された媒体、秘匿略号表、隠語表及び固有識別書をいう。）を含む。）をいう。
- (4) 文書等 文書、図画及び物件をいう。
- (5) 合議等 合議をし、決裁を受け、又は供覧することを含む。
- (6) 製作 新規に文書等を作ることをいう。
- (7) 複製 同一の文書等を作ることをいう。
- (8) 複製等 複製及び製作をいう。
- (9) 伝達 知識を相手方に伝えることであって、有体物である秘に指定された文書等の送達を伴わないものをいい、電話、電子メール等の電気

通信若しくは口頭又は合議等が含まれる。

(10) 送達 文書等を物理的に甲から乙へ移動させることをいう。

(11) 幹部自衛官等 幹部自衛官並びに行政職俸給表(一)の職務の級2級以上の事務官等及びこれに相当する者で幹部自衛官相当のものをいう。

(12) 管理者等 管理者又はその職務上の上級者をいう。

(13) 情報システム情報保証責任者 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第7条に規定する情報システム保証責任者をいう。

(14) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。

(15) 部隊等 別表の左欄に掲げる部隊及び機関をいう。

(16) 編合部隊等 編合部隊及び補給本部をいう。

(17) 可搬記憶媒体 パソコン又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のもの(外付

けハードディスクを含む。)をいう。

(18) 複写機等 複写機、スキャナー、デジタルカメラ等をいう。

(19) 複写 複写機等を用いて複写することをいう。

(20) 特定特別防衛秘密 訓令第15条第1項の規定により防衛大臣が指定する特別防衛秘密をいう。

(管理者の指定)

第3条 訓令第2条第3項第1号ウ及びエの規定により航空幕僚長の指定する管理者は、別表のとおりとする。

(特別防衛秘密保全幕僚)

第4条 部隊等の長は、部隊等の特別防衛秘密の保護に関する事務を所掌する部課班の長を特別防衛秘密保全幕僚に指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 部隊等の特別防衛秘密保全計画、特別防衛秘密保全教育計画及び特別防衛秘密保全検査計画の企画

(2) 部隊等の特別防衛秘密保全業務の指導

(3) その他部隊等の長の命ずる業務

(取扱者)

第5条 訓令第3条に規定する航空幕僚長が指定する取扱者は、別に定める基準により申請し、許可された職（以下「特別防衛秘密取扱職」という。）にある者とする。

2 前項の規定による申請は、管理者等が、特別防衛秘密を取り扱わせる必要があると認めた場合に航空幕僚長（情報課長気付）に行うものとする。この場合において、当該申請に当たっては、別に定める書面又は電磁的記録を添付するものとする。

3 特別防衛秘密取扱職への配置及び解任は、命令又は通達（以下この項において「命令等」という。）によるものとする。この場合において、あらかじめ、期限を明示して配置し、当該期限をもって解任するときには、解任する旨の命令等を要しない。

4 管理者等は、特別防衛秘密取扱職について、長期にわたって特別防衛秘密を取り扱うことのないことが明らかなる場合、速やかに、特別防衛秘密取扱職の指定の取消しについて申請するものとする。

5 第1項の規定による申請は、保全上の適切な措

置を講ずるため、緊急を要し、かつ、やむを得ない場合に限り、事後措置とすることができる。

(取扱者の把握等)

第5条の2 管理者等は、特別防衛秘密取扱職について、別に定める一覧表を作成することにより、特別防衛秘密取扱職にある者を把握するとともに、関係職員(管理者等を除く。)に周知徹底するものとする。

(保全責任者)

第6条 保全責任者の指定は、管理者等が行うものとする。

2 保全責任者は、管理者の部下の幹部自衛官等のうち努めて管理者の直近下位の者を充てるものとする。

3 保全責任者は、管理者等の指定する補助者に特別防衛秘密に属する文書等の保管及び特別防衛秘密の保護に関係する簿冊の記載等を実施させることができる。

4 保全責任者が不在のため、その職務を行うことができない場合、管理者等は、自ら保全責任者の職務を行うものとする。ただし、管理者等及び保

全責任者が不在のときには、管理者は、必要に応じ、保全責任者の代行者を指定することができる。

- 5 保全責任者及び保全責任者の代行者並びにその補助者の指定は、個別命令によるものとする。ただし、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動及び演習、訓練その他の事由による臨時部隊の編成等にあつては、当該行動命令等によることができる。

第2章 特別防衛秘密の保護

（会議等における特別防衛秘密の保護）

- 第7条 特別防衛秘密の内容を含む会議等（映写、物件の展示等を含む。）を主催する者は、場所の選定、参加者の限定、特別防衛秘密の明示、配布した特別防衛秘密に属する文書等の回収等特別防衛秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

（講演等における特別防衛秘密の保護）

- 第8条 隊員は、本省に関する内容を含む講演、記事、論文その他の著作、写真等又はホームページを本省以外に発表する場合には、特別防衛秘密の内容を含む事項を含めてはならず、発表に先立ち、あらかじめ所属部隊等の長（航空幕僚監部にあつ

ては、管理者等)による特別防衛秘密の保護上の確認を受けるものとする。

(刊行物における特別防衛秘密の保護)

第9条 航空自衛隊において発行し、それが隊員個人の所有となる雑誌、新聞その他の刊行物には、特別防衛秘密の内容を含む事項を掲載してはならない。

(複写防止装置)

第10条 特別防衛秘密が記載された各ページには、原則として当該ページの中央に、当該文書若しくは図画の一連番号、組織名の表示又は透過印刷を行うものとする。ただし、内容の判読が著しく困難となる文書若しくは図画又は運用上迅速な処置若しくは伝達が必要な文書若しくは図画のため当該措置が不相当と判断される場合は、管理者の許可を得て省略することができる。

2 特別防衛秘密が記載されたページに複写防止用紙を用いる場合は、前項の規定を適用しない。

(特別防衛秘密の関係職員等の指定)

第11条 管理者は、特別防衛秘密の保護のため、常に部下の身上を把握し、特に保全責任者及びそ

の補助者並びに取扱者の指定にあつては、その適格性について十分考慮しなければならない。

第 1 2 条 削除

(特定特別防衛秘密関係職員の証明書)

第 1 3 条 部隊等の長は、特定特別防衛秘密に関する秘密保護の適格性の確認を受けた特定特別防衛秘密の関係職員に対し別紙様式第 1 に定める秘密保護適格証明書を交付するものとする。

2 関係職員は、特定特別防衛秘密を取り扱う場合には、前項の証明書を携帯しなければならない。ただし、部隊等の長は、訓練又は特殊の作業等のため証明書を携帯することが不相当と認めるときは、記章等をもって証明書に代えることができる。

(保全教育等)

第 1 4 条 管理者は、保全責任者及びその補助者並びに取扱者に対し、特別防衛秘密に属する文書等の取扱要領及び事故発生時の影響等について、毎月 1 回程度反復して教育等を実施し、保全意識の高揚に努めるものとする。

2 部隊等の長は、隊員に対し、保全意識の高揚及び遵守事項の徹底を図るため、隊員の新着任時及

び必要の都度、保全に関する教育を実施するものとする。

3 編合部隊等の長は、隷下又は管理下の部隊等の保全教育等の実施状況（前2項に規定する保全教育等の実施状況をいい、以下「実施状況」という。）を取りまとめ、別紙様式第1の2に定める保全教育実施状況報告書（次項において「保全教育実施状況報告書」という。）により、1月1日から6月30日までの実施状況にあつては8月末日までに、7月1日から12月31日までの実施状況にあつては翌年の2月末日までに航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。この場合において、航空総隊司令官が取りまとめるのは、航空方面隊を除く隷下部隊の実施状況とする。

4 防衛大臣直轄部隊の長（航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官及び航空開発実験集団司令官を除く。第48条第6項において同じ。）並びに幹部学校長及び病院長は、実施状況を保全教育実施状況報告書により、前項に規定する期日までに航空幕僚長（情報課長気付）に

報告するものとする（登録外報告）。

- 5 特別防衛秘密の保護に関する隊員の意識高揚、意識啓発その他特別防衛秘密の保護の一層の十全化に必要な活動を集中的に実施する期間として、毎年9月を基準に航空自衛隊秘密保全強化期間を設定することとし、細部は別に示す。

（近接制限）

- 第15条 訓令第10条の規定により、特別防衛秘密への近接を制限する者は、部隊等の長とする。

（掲示場所への立入り）

- 第16条 近接が制限された場所への立入りの手続については、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）の定めるところによる。

（機器持込み制限）

- 第17条 訓令第12条に規定する携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキャナー）、写真機、録音機、ビデオカメラ等、通話、記録等の機能を有する機器をいう。）及び秘密漏えいのおそれがあると管理者等が判断したものの持込みを制限する

措置の細部については、別に定める。

(特別防衛秘密電子計算機情報の保護)

第18条 訓令第13条第1項の規定により、航空幕僚長が特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱うことのできる情報システムとして認めたものは、次に掲げるものとする。

(1) 次の条件を満たす情報システム

ア 防衛省の情報保証に関する訓令第24条の規定に基づき定められた情報保証に関する機能及び設定について、技術上の基準のうち、スタンドアロン型情報システムに係る機能要件全てを満たしていること。

イ 当該情報システムの利用者全員が、当該システムで取り扱う全ての特別防衛秘密の取扱者に指定されていること。

(2) 次に掲げる情報システムで、特別防衛秘密の保護上、所要の措置が講じられているもの

ア 火器管制装置等に用いられる装備品及びその支援器材に組み入れられる情報システム

イ 機器の数值制御を行う目的で装備品に組み込まれている情報システム

ウ 装備品の研究開発のための試作品及び装備品の研究開発のため試験的に使用される器材に組み入れられる情報システム

2 管理者は、1台の電子計算機として独立して業務処理を行う情報システムの中から、特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱う情報システムを指定するものとする。この場合において、印刷機を共用している情報システムに係る当該指定の細部については、別に定めるところによる。

3 訓令第13条第2項の規定による航空幕僚長が認めた場合とは、第1項に掲げる情報システムで特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱う場合とする。

4 訓令第13条第3項ただし書の規定による特別防衛秘密管理者が認める場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 第1項第2号に掲げる情報システムで特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱う場合

(2) 職務遂行上、特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納し航空自衛隊以外の本省内の機関へ送達する必要がある、書面等他の手段

では業務の効率性が著しく損なわれる場合

- (3) 職務遂行上、特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納し米国政府へ送達する必要がある、書面等他の手段では業務の効率性が著しく損なわれる場合
- (4) 契約に基づき、特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納し政府機関以外の者へ送達する必要がある、書面等他の手段では業務の効率性が著しく損なわれる場合
- (5) 職務遂行上、特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納し航空自衛隊内における同じ暗号及び規約を使用していない他の情報システムで使用する必要がある、書面等他の手段では業務の効率性が著しく損なわれる場合
- (6) 当該情報システムの保守整備のため、可搬記憶媒体を使用する場合
- (7) 前各号のほか、第1項第1号に掲げる情報システムで特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱う場合にあっては、秘匿装置を講ずることにより職務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあり情報システム情報保証責任者がやむを得ない

と認める場合

(8) その他申請に基づき航空幕僚長が許可した場合

(紛失時等の措置)

第19条 部隊等の長は、訓令第14条第1項の規定（各号を除く。）に該当するとき（以下「事故」という。）には、航空自衛隊事故速報規則（昭和60年航空自衛隊達第15号）の定めるところにより、航空幕僚長（情報課長気付）及び上級部隊等の長に報告するものとする（01-X29-AR(C-3)）。

2 前項の報告を行った部隊等の長は、速やかに秘密保全に関する達（平成19年航空自衛隊達第15号）第60条第2項の規定するところに準じて調査を行い、その結果に所見を添えて秘密保全事故詳報（特別防衛秘密又は特定特別防衛秘密）により航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（08-X29-AR(C-3)）。

3 特別防衛秘密の知識又は文書等が紛失し、漏えいし、若しくは破壊された疑い又はそのおそれがある場合に、部隊等の長が航空幕僚長に対して行

う報告は、秘密保全事故容疑報告（特別防衛秘密又は特定特別防衛秘密）によるものとする（08-X28-AR(C-2)）。

第3章 秘密区分の指定、変更、解除、標記等

（秘密区分の指定上申）

第20条 部隊等の長は、米国から特別防衛秘密を受け取った場合には、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条に規定する日米相互防衛援助協定等に基づきアメリカ合衆国政府から供与されたものであることを証明できる書類（電磁的記録を含む。）又はその写しを添え、次に掲げる事項を含めて、速やかに航空幕僚長（情報課長気付）に秘密区分の指定に関し上申しなければならない。ただし、特別防衛秘密に指定済み又は指定手続中の技術指令書等に関し、その変更版のみを受け取った場合には、この限りでない。

- (1) 名称（物品番号、記号等を含む。）
- (2) 数量（配分先及び内訳）
- (3) 接受年月日

- (4) 接受場所
- (5) 接受者の官職及び氏名
- (6) 交付者の官職及び氏名
- (7) アメリカ合衆国政府の秘密区分
- (8) 適用器材及び装備品
- (9) 条件としての保存期間（第25条第1項に規定する条件としての保存期間を用いる文書又は図画に限る。）
- (10) その他参考事項

2 前項の規定にかかわらず、補給処及び支処（以下「補給処等」という。）が接受して直ちに部隊等に移送する場合には、移送先の部隊等の長が前項に準じて上申するものとする。この場合において、当該補給処等の長は、移送先の部隊等の長に前項の規定による上申の措置を行っていない旨を明確に伝えなければならない。

3 前2項の規定は、特別防衛秘密に該当する疑いのあるものについても適用するものとする。

4 部隊等の長は、第1項及び第2項に規定する以外の方法により特別防衛秘密に該当する疑いのあるものを接受した場合にあっても、第1項の規定

に準じて上申するものとする。

(秘密区分の変更及び解除に関する上申)

第21条 特別防衛秘密の秘密区分の変更又は解除に関する上申は、前条第1項に準じて行うものとする。

(標記等)

第22条 特別防衛秘密に属する物件並びに訓令第18条ただし書の規定による場合の文書又は図画の標記の場所は、部隊等の長が定めるものとする。

2 特定特別防衛秘密に属する文書又は図画は、訓令第18条に規定する標記に接した見やすい場所に「特定」と朱書きするものとする。ただし、やむを得ない場合又は不相当と認められる場合は、他の色で表示することができる。

3 特定特別防衛秘密に属する文書又は図画の保全責任者は、防衛大臣が定める当該秘密の保護の方法を別紙様式第2に定める例により記載したものを、当該文書又は図画の表紙の裏面にはり付けるものとする。ただし、表紙の裏面にはり付けることが不相当な場合には、適当な場所にはり付け、又はつづり込む等の方法によることができる。

4 特別防衛秘密に属する技術指令書等の変更版の差し替えに当たり、当該変更版の表紙は、標記の付された表紙の次につづり込むものとする。

5 保全責任者は、前項の差し替えを行った場合には、別紙様式第3に定める特別防衛秘密差替記録にその旨を明記し、表紙に接した見やすい場所にはり付け、又はつづり込むものとする。

第4章 登録

(登録等)

第23条 訓令第20条に規定する特別防衛秘密登録簿は航空幕僚監部運用支援・情報部情報課に備え付けるものとし、同条の規定に基づく登録等の業務は当該課長が行うものとする。

(登録番号の表示)

第24条 特別防衛秘密に属する物件並びに訓令第21条第1項ただし書の規定による場合の文書又は図面の登録番号の表示の場所は、部隊等の長が定めるものとする。

2 訓令第21条第3項の規定に基づき登録番号の表示を行わないときは、あらかじめ航空幕僚長の承認を得るものとする。

(保存期間等)

第25条 特別防衛秘密に属する文書又は図画の条件としての保存期間は、次のとおりとする。ただし、第3号の保存期間は、装備品等に関わる技術指令書及びプログラムのみを用いることができる。

- (1) ○年○月○日をもって回収
- (2) ○年○月○日までに回収
- (3) 要件を具備しなくなってから1年

2 特別防衛秘密に属する暗号書等の破棄の時期は、別に示すところによる。

第5章 複製等

(複製等の上申)

第26条 部隊等の長は、特別防衛秘密を複製等する場合には、次に掲げる事項を明示して航空幕僚長（情報課長気付）に上申しなければならない。この場合において、第6号に掲げる事項は、別紙様式第3の2及び別紙様式第3の3に必要な事項を記載し、これを添付することにより行うものとする。

- (1) 複製等するものに付ける名称及び秘密区分

(登録番号を含む。)

(2) 複製等の数量

(3) よるべき特別防衛秘密の名称及び秘密区分

(登録番号を含む。)

(4) 複製等の内容の細部

(5) 複製等の理由

(6) 送付先及び送付先における取扱者

(7) 委託先

(8) 複製等するものの適用器材名

(9) その他参考事項

2 訓令第23条第1項の規定に基づき複製等した場合には、秘密区分の指定のため、次に掲げる事項を明示して航空幕僚長（情報課長気付）に上申しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(1) 複製等したものの名称及び秘密区分（登録番号を含む。)

(2) 複製等の数量

(3) 複製等のため使用した特別防衛秘密の名称及び秘密区分（登録番号を含む。)

(4) 複製等の内容の細部

- (5) 送付先及び送付先における取扱者
- (6) 複製等した年月日又は期間
- (7) 複製等した場所
- (8) 複製等を行った者の官職及び氏名
- (9) 複製等したものの適用器材名
- (10) その他参考事項

(複製管理責任者)

第26条の2 管理者等は、所属の隊員の中から複製管理責任者（正、副）を指定し、特別防衛秘密に属する文書又は図画の複製について、次に掲げる事項を行わせるものとする。

- (1) 訓令第23条に規定する手続の確認
- (2) 別紙様式第3の4に定める特別防衛秘密複製記録簿の記載
- (3) 複製の実施者及び立会者に対する保全指導
- (4) 複製した数量の把握

2 複製管理責任者（正）は、努めて管理者の直近下位の者を充てるものとする。

3 管理者等は、複製管理責任者（正、副）を複製機等の近くに掲示するものとする。

(複製機等の使用等)

第 26 条の 3 文書又は図画を複写する場合には、当該文書又は図画を複写管理責任者に提示し、特別防衛秘密に属する文書又は図画の確認を受けるものとする。

2 文書又は図画を特別防衛秘密を取り扱うことのできる他の部課等に設置している複写機等で複写する場合には、当該部課等の複写管理責任者に当該文書又は図画を提示して、複写機等使用の承認を得るものとする。

(複写機等の設置場所)

第 26 条の 4 複写機等は、管理者又は複写管理責任者が、容易に使用状況を視認できる場所に設置するものとする。

(物件の外部への委託)

第 27 条 部隊等の長は、特別防衛秘密に属する物件の製作、複製、修理、実験、調査研究等（以下「製作等」という。）を本省以外の者に委託する場合には、次に掲げる事項を含めて航空幕僚長（情報課長気付）に上申しなければならない。

(1) 製作等するものの名称及び秘密区分（登録番号及び一連番号を含む。）

- (2) 委託先
- (3) 委託理由
- (4) 委託期間
- (5) 製作等するものの適用器材名
- (6) その他参考事項

2 訓令第25条第2項に規定する航空幕僚長の許可に当たっては、前項に準じて上申するものとする。

(委託時の調査)

第28条 訓令第26条の規定による調査は委託の都度、別に定めるところにより、部隊等の長が行うものとする。ただし、同一委託先と継続して委託する場合で委託先の構成員の異動等状況に変化がないときは、その後の調査を省略することができる。

(委託先の指導監督)

第29条 委託した部隊等の長は、委託時に締結した訓令第27条の規定による秘密保護に関する契約条項に基づく特別防衛秘密の保護措置に関し指導監督するものとする。ただし、やむを得ない場合には、その指導監督について他の部隊等の長に

協力を求めることができる。

(複製等の登録等)

第30条 特別防衛秘密に属する文書等を複製等したときは、訓令第29条の規定により、並びに第22条から第24条まで及び第43条の規定に準じて、標記等の表示、登録又は記載をしなければならない。

第6章 伝達、送達及び合議等

(外部への伝達及び送達)

第31条 部隊等の長は、訓令第30条第1項の規定による許可を必要とする場合には、次に掲げる事項を含めて航空幕僚長（情報課長気付）に上申しなければならない。

- (1) 伝達又は送達するものの名称（登録番号及び一連番号を含む。）
- (2) 伝達先又は送達先
- (3) 伝達理由又は送達理由
- (4) 伝達時期又は送達期間
- (5) その他参考事項

2 部隊等の長は、訓令第30条第2項の規定による許可を必要とする場合には、前項に掲げる事項

を含めて航空幕僚長（情報課長気付）に申請しなければならない。

（部内への伝達及び送達）

第32条 特別防衛秘密を本省内部において伝達又は送達する場合には、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により航空自衛隊以外の本省の部隊又は機関に伝達又は送達した部隊等の長は、当該秘密の名称、登録番号、一連番号、数量及び伝達先又は送達先を航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第33条 訓令第32条第1項の規定により携行する職員は、次に定めるところによるものとする。

(1) 機密の指定のあるものについては、管理者の指定する隊員2名以上（うち少なくとも1名は、関係職員とする。）

(2) 極秘又は秘の指定のあるものについては、管理者の指定する隊員1名以上

2 部隊等の長は、秘の指定のある特別防衛秘密の送達に当たり訓令第32条第1項若しくは第2項の規定によることができないとき又はやむを得な

いときには、保全上の措置を十分講じた上、防衛省以外の輸送機関に委託して送達することができる。

(文書及び図画の封筒等)

第34条 訓令第33条の規定に基づき、封筒又は包装を二重にして送達する場合には、内側の封筒又は包装には秘密区分及び送達先の住所のみを、外側の封筒又は包装には送達先及び送達元の住所等を記載するものとし、外側の封筒又は包装に秘密区分は表示しないものとする。

2 前項のほか、特別防衛秘密に属する文書等を米国へ送達する場合には、内側の封筒又は包装に文書等の秘密区分及び受領予定者の属する組織の住所を記載し、外側の封筒又は包装には受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び当該文書等の登録番号を記載するものとする。

(物件の包装)

第35条 特別防衛秘密に属する物件を送達する場合には、訓令第34条の規定によるほか、包装の表面に秘密区分及び物件の内容を察知されるおそれのある文字、記号等を表示してはならない。

(特別防衛秘密受領書)

第36条 特別防衛秘密を送達する場合には、別紙様式第4に定める特別防衛秘密受領書を内側の封筒又は包装内に同封するものとする。ただし、送達先の隊員が携行し、次条に規定する特別防衛秘密送達簿に送達先の関係職員の受領の旨の記載が得られるときは、この限りでない。

2 特別防衛秘密を接受した管理者等は、開封前に異状の有無を点検し、内容を確認した上、同封の受領書に所要事項を記載し、速やかに送達元の管理者等に返送するものとする。

3 米国との間の送達及び接受については、別に定めるところによる。

(特別防衛秘密送達簿)

第37条 訓令第35条の規定による簿冊は、別紙様式第5に定める特別防衛秘密送達簿とする。

(合議等)

第37条の2 特別防衛秘密に属する文書又は図面の合議等は、取扱者が当該文書又は図画を赤色調の容器に入れて携行し、直接行うものとする。

第7章 接受、保管及び貸出し

(接 受)

第 3 8 条 部隊等の長は、航空自衛隊以外から秘密区分の指定された特別防衛秘密を受け受した場合に、訓令第 3 7 条第 2 項に規定する措置を講ずるほか、その都度、速やかに別紙様式第 6 に定める特別防衛秘密接受報告により航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（08-F37-AR(D)）。

2 訓令第 3 7 条第 2 項の規定による簿冊は、別紙様式第 7 に定める特別防衛秘密保管簿とする。

(保 管)

第 3 9 条 保全責任者は、特別防衛秘密に属する文書又は図画の保管に係る業務を実施するに当たっては、訓令及びこの達の該当規定に基づくほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 保管状況については毎月 1 回以上点検し、その結果を別紙様式第 7 の 2 に定める点検簿により管理者に報告するものとする。

(2) 保管に使用する容器及び貯蔵所等のかぎを厳重に保管すること。

(3) 管理者の許可を得ないで、解錠の方法を他の者に知らせないこと。

2 物件の保管に関わる業務については、前項に準ずるものとする。

(施錠の点検等)

第40条 保全責任者は、その管理する特別防衛秘密に属する文書等の保管について、登退庁時にその管理状況並びに保管容器及び保管庫等の施錠について点検するものとする。ただし、管理者又は保全責任者が必要と認めた場合には、適宜点検するものとする。

(貸出し)

第41条 保全責任者は、管理者の承認した関係職員に特別防衛秘密に属する文書等を貸し出す場合には、別紙様式第8に定める特別防衛秘密貸出簿に所要の事項を記載するものとする。

2 貸出しを受けた者は、当該特別防衛秘密の管理者の承認を受けなければ、借り受けたものを勤務場所から持ち出してはならない。

3 保全責任者は、返納を受けた場合には、直ちに異状の有無を確認し、特別防衛秘密貸出簿に所要の事項を記載し、返納者とともに確認するものとする。

4 部隊等の長は、訓令第39条第1項又は第2項の規定による許可を必要とする場合には、次に掲げる事項を含めて航空幕僚長（情報課長気付）に申請しなければならない。

(1) 名称及び数量

(2) 貸出しの理由

(3) 貸出し期間

(4) 貸出し先及びその責任者

(5) その他（秘密保全上講じた措置等）

5 前項の申請による許可に基づき貸し出した場合には、返納時期を明記した受領書を徴するものとする。

第41条の2 訓令第42条の2第1項に規定する閲覧簿は、別紙様式第9に定める特別防衛秘密閲覧簿とする。

2 保全責任者は、特別防衛秘密に属する文書等を取り扱った隊員に、特別防衛秘密閲覧簿の必要な事項を記載させるものとする。

3 訓令第42条の2第2項に規定する航空幕僚長が認める者は、第5条第1項に規定する特別防衛秘密取扱職にある者で、現に当該職務に従事して

いるものとする。

- 4 特別防衛秘密に属する文書等の閲覧は、第15条の規定に基づき部隊等の長が指定する場所のほか、関係職員以外の出入りの制限その他秘密保全上の措置が講じられた場所において行うものとする。

(保管容器等)

第42条 特別防衛秘密に属する文書又は図画のうち秘に該当するものは、原則として文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱に保管するものとする。

- 2 特別防衛秘密に属する物件は、それぞれの秘密区分に従い訓令第40条第1項の規定に準じて、三段式文字盤かぎ若しくはかぎのかかる容器又は当該容器と同程度の保全上の強度を持つ保管庫、格納庫、貯蔵所等（以下「保管庫等」という。）に保管するものとする。

- 3 前項の規定による保管が困難なもの又は不適当なものについては、部隊等の長がこれに準じた方法で保管させる等特別防衛秘密の保護に必要な措置を定めるものとする。

- 4 保全責任者は、特別防衛秘密の保管容器及び保

管庫等に別紙様式第10に定める開閉標識を備え付けて、常に施錠の状態を表示しなければならない。

5 基地司令等は、特別防衛秘密を搭載する外来機に対して秘密保全上必要な警備、保管等の措置を講ずるものとする。

(記録)

第43条 保全責任者は、第38条に規定する特別防衛秘密保管簿の記載にあつては、秘密区分ごとに別冊又は別葉とするものとする。

第44条 削除

第8章 回収及び破棄

(回収)

第45条 部隊等の長は、特別防衛秘密に属する文書等を本省以外に送達する場合には、必要に応じて回収の時期等条件を明記するとともに、訓令第21条第2項の規定による表示を行うものとする。

2 部隊等の長は、前項の規定により示した時期までに送達したものを回収するものとする。ただし、政府機関に送達する場合で、回収を不相当と認めるときには、航空幕僚長の承認を得て回収しない

ことができる。

- 3 防衛省内に送達する特別防衛秘密で、回収を適当と認めるものについては、第1項の規定に準じ表示等を行うものとする。

(破棄)

第46条 保全責任者は、訓令第45条の規定により特別防衛秘密を破棄したときは、立ち会った関係職員とともに特別防衛秘密保管簿に所要事項を記載し、管理者の確認を受けるものとする。

- 2 前項の規定は、滅失等の場合について準用する。

- 3 部隊等の長は、第1項の規定による処置を行った場合には、次に掲げる事項を、その都度速やかに航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（08-F20-AR(C-3)）。

- (1) 特別防衛秘密の登録番号、一連番号及び名称

- (2) 破棄、滅失等年月日

- (3) 理由（射耗の場合は「射耗」、滅失の場合は「滅失」、射耗又は滅失以外の場合は破棄を承認した根拠となる文書の発簡番号）

- 4 保全責任者は、変更版により差し替えられて不用となった技術指令書等を条件としての保存期間

の満了後に破棄するものとし、その状況を別紙様式第11に定める特別防衛秘密差替破棄簿に記載するものとする。この場合において、前項の報告は要しないものとする。

(不用文書等の措置)

第47条 部隊等の長は、特別防衛秘密に属する文書等が不用となったときは、次に掲げる事項を含めて航空幕僚長（情報課長気付）に回収又は破棄の申請をするものとする。

- (1) 特別防衛秘密の登録番号、一連番号及び名称
- (2) 不用となった理由
- (3) 要件を具備しなくなった年月日
- (4) 回収又は破棄の別

2 部隊等の長は、前項の申請のうち、航空自衛隊技術指令書規則（令和2年航空自衛隊達第48号）第2条第2号に規定する技術指令書に係る申請にあつては、当該申請書の写しを補給本部長及び第4補給処木更津支処長に送付するものとする。

第9章 検査

(定期検査及び臨時検査)

第48条 訓令第47条第1項及び第2項に規定す

る定期検査及び臨時検査は、部隊等の長が行うものとする。

2 訓令第47条第1項の規定による定期検査の時期は、6月及び12月を基準とする。

3 編合部隊等の長は、前2項の定期検査に代えて隷下又は管理下の部隊等の定期検査を実施することができる。

4 部隊等の長は、隷下のうち独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに支処について、定期検査が困難でやむを得ない場合、当該編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに支処の長に当該部隊又は支処の定期検査を実施させることができる。

5 編合部隊等の長は、隷下又は管理下の部隊等の定期検査の結果を取りまとめ、別紙様式第12に定める定期秘密保全検査報告書（次項において「定期秘密保全検査報告書」という。）により、6月の検査にあつては8月末日までに、12月の検査にあつては翌年の2月末日までに航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（08-F18（C-3））。この場合において、航空総隊

司令官が取りまとめるのは、航空方面隊を除く隷下部隊の定期検査の結果とする。

- 6 防衛大臣直轄部隊の長並びに幹部学校長及び病院長は、定期検査の結果を定期秘密保全検査報告書により、前項に規定する期日までに航空幕僚長（情報課長気付）に報告するものとする（08-F18（C-3））。

（航空幕僚長が実施する検査）

- 第49条 航空幕僚長は、部隊等における特別防衛秘密の保護の状況について、適宜、検査を実施する。

（引継時の検査）

- 第50条 管理者等は、保全責任者が交代する場合には、引継ぎのための検査を行うものとする。

- 2 前項の検査を行ったときは、別紙様式第13に定める特別防衛秘密引継証明簿に所要事項を記載することにより、責任の所在を明らかにしておくものとする。

第10章 雑則

（文書の編集）

- 第51条 特別防衛秘密に属する文書又は図画は、

他の文書又は図画と混在させてはならない。

(簿冊等の保存期間等)

第 5 2 条 簿冊等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|-----------|
| (1) | 特別防衛秘密複写記録簿 | 1 年 |
| (2) | 特別防衛秘密送達簿 | 5 年 |
| (3) | 特別防衛秘密保管簿 | 特定日以後 5 年 |
| (4) | 特別防衛秘密点検簿 | 5 年 |
| (5) | 特別防衛秘密貸出簿 | 5 年 |
| (6) | 特別防衛秘密閲覧簿 | 5 年 |
| (7) | 特別防衛秘密引継証明簿 | 5 年 |
| (8) | 特別防衛秘密差替破棄簿 | 5 年 |

2 前項の簿冊等のうち、特別防衛秘密保管簿にあっては暦年ごと、その他のものにおいては、年度ごとに作成するものとし、保存期間は、当該年度の翌年度の 4 月 1 日から起算するものとする。ただし、特別防衛秘密保管簿については、当該簿冊に記載された文書等が送達又は破棄された最終月日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算するものとする。

3 特別防衛秘密送達簿及び特別防衛秘密保管簿は、注意に指定するものとする。ただし、保管場所は、

少なくとも文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱とする。

第52条の2 削除

(出動、災害時等の処置)

第53条 部隊等の長は、出動、災害時等における特別防衛秘密の保護について、あらかじめ計画を作成し、隊員に周知徹底させておかなければならない。

(技術指令書等の変更版の取扱い)

第54条 第20条第1項ただし書に規定する技術指令書等の変更版は、当該技術指令書等の基本版の秘密区分に相当する秘密区分の指定がされたものとして取り扱うものとする。

(協力)

第55条 部隊等の長は、特別防衛秘密の保護に関し相互に協力するものとする。

(委任規定)

第56条 この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長及び基地司令等が定めるものとする。

(航空幕僚監部における取扱い)

第57条 この達中部隊等の長の業務は、航空幕僚監部にあつては、管理者が行うものとする。

附 則

- 1 この達は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正前の特別防衛秘密の保護に関する達（昭和43年航空自衛隊達第34号。以下「旧達」という。）の規定によりなされた手続は、この達の相当規定によりなされた手続とみなす。
- 3 この達施行の際、旧達の規定により作成されている備付簿冊、秘密保護適格証明書等は、この達の規定により作成されたものとみなす。
- 4 この達施行の際、現に作成されている旧達の規定による様式の内紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。
- 5 訓令附則第2項ただし書の規定は、第18条第4項第1号から第6号までに規定する場合のほか、次に掲げる場合に適用する。
 - (1) 第18条第1項第1号に規定する情報システムについて、情報システム情報保証責任者が、バックアップ（電子計算機情報の破壊又は情報システムの破壊、故障その他の事情により電子計算機情報の取扱いに支障が生ずる場合に備え、

情報システムに格納された電子計算機情報を複製する行為をいう。) のため特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納する必要があると認める場合

(2) 第18条第1項第1号に規定する情報システムについて、訓令附則第2項に規定する措置を講じた場合、職務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあり、情報システム情報保証責任者がやむを得ないと認める場合

(3) 第18条第2項に規定する情報システムで特別防衛秘密電子計算機情報を取り扱う場合

附 則 (平成20年航空自衛隊達第28号抄)

- 1 この達は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正前の第5条の規定により指定されている取扱者は、改正後の第5条に規定する基準を別に定めるまでの間、同条に規定する特別防衛秘密取扱職にある者とみなす。
- 3 訓令第42条の2第2項に規定する航空幕僚長が認める者は、改正後の第41条の2第3項に規定する別に定めるまでの間、改正前の第5条の規定により指定されている取扱者とする。

附 則（平成 20 年航空自衛隊達第 36 号抄）

- 1 この達は、平成 20 年 1 月 2 日から施行し、同年 4 月 30 日から適用する。

附 則（平成 21 年航空自衛隊達第 22 号抄）

- 1 この達は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 21 年航空自衛隊達第 36 号抄）

- 1 この達は、平成 21 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年航空自衛隊達第 18 号抄）

- 1 この達は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成 23 年航空自衛隊達第 19 号抄）

- 1 この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年航空自衛隊達第 32 号抄）

- 1 この達は、平成 23 年 8 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年航空自衛隊達第 43 号抄）

- 1 この達は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年航空自衛隊達第 27 号抄）

- 1 この達は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年航空自衛隊達第 26 号抄）

- 1 この達は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年航空自衛隊達第 43 号抄）

1 この達は、平成26年4月20日から施行する。

附 則（平成26年航空自衛隊達第73号抄）

1 この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年航空自衛隊達第81号抄）

1 この達は、平成26年12月10日から施行する。

附 則（平成27年航空自衛隊達第43号）

1 この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年航空自衛隊達第9号）

1 この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成28年航空自衛隊達第43号）

1 この達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年航空自衛隊達第17号）

1 この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年航空自衛隊達第27号）

1 この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和元年航空自衛隊達第14号抄）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年航空自衛隊達第15号）

この達は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和2年航空自衛隊達第12号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年航空自衛隊達第49号）

- 1 この達は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正前の第13条の規定により作成されている秘密保護適格証明書は、この達の改正規定により作成されたものとみなす。

附 則（令和4年航空自衛隊達第3号）

（施行期日）

- 1 この達は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達施行の際、現に改正前の特別防衛秘密に関する達（以下「旧達」という。）第15条の規定によりなされた揭示は、令和4年3月31日までの間は、この達による改正後の特別防衛秘密の保護に関する達（以下「新達」という。）第15条の改正の規定による近接制限とみなす。
- 3 この達の施行の際、現に旧達の規定によりなされた手続は、新達の相当規定によりなされた手続とみなす。
- 4 この達施行の際、現に作成されている旧達の規

定による様式用の紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。